

2022年6月10日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

日本食品化工株式会社

(証券コード：2892)

代表取締役 荒 川 健

第101期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第101期定時株主総会について、下記の通り開催いたします。

株主の皆さまには、新型コロナウイルス感染予防及び拡散防止のため、当日のご来場を見合わせていただき、後記「株主総会参考書類」をご検討くださいませ、お手数ながら、2022年6月27日（月）午後5時15分までに書面またはインターネットにより議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

なお、お土産の配布はいたしません。

【書面（郵送）による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、議決権行使期限までに当社に到着するようにご送付ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の議決権行使期限までに議決権行使ウェブサイトより議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

日 時 2022年6月28日（火）午前10時

場 所 静岡県富士市柳島189-8

富士市産業交流展示場 「ふじさんめっせ」 会議室

（開始時間が昨年から変更となっておりますので、お間違えのないようご注意ください。会場については末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください）

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

会議の目的事項

報告事項 第101期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

<株主提案（第5号議案から第6号議案まで）>

第5号議案 剰余金の処分の件

第6号議案 自己株式の取得の件

本株主総会においては、株主さま1名より、株主提案（第5号議案から第6号議案まで）が行われております。議案の詳細と取締役会の考え方につきましては、後記の株主総会参考書類（42頁から43頁まで）をご参照頂きますようお願い申し上げます。

なお、株主提案である第5号議案「剰余金の処分の件」は会社提案である第1号議案「剰余金の処分の件」の修正議案ではなく、独立した議案として提案を受けております。

議決権の行使についてのご案内

代理人による議決権行使

株主総会にご出席されない場合、議決権を有する他の株主さま1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要になりますのでご了承ください。



以上

- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場にご提出ください。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nisshoku.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書類には記載していません。
- ① 事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- なお、上記①は監査報告の作成に際して、監査等委員会が監査をした事業報告に含まれております。また、上記②は、監査報告の作成に際して会計監査人及び監査等委員会が監査をした計算書類に含まれております。
- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nisshoku.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎当日当社役職員は、夏期の節電対策の一環として、軽装（クールビズ）にてご対応させていただきます。
- ◎定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について
1. 当社の対応について
 - ・会場受付付近で、株主さまのためのアルコール消毒液を配備いたします。
 - ・運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
 2. ご来場される株主さまへのお願い
 - ・ご来場の株主さまには、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
 - ・会場入口付近において、体調不良とお見受けした方には、運営スタッフがお声がけさせていただきます場合がございますので、あらかじめご了承ください。ご体調がすぐれない場合には、ご遠慮なくお近くの運営スタッフにお声がけください。
 - ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により会場や日時等、今後の株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nisshoku.co.jp>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

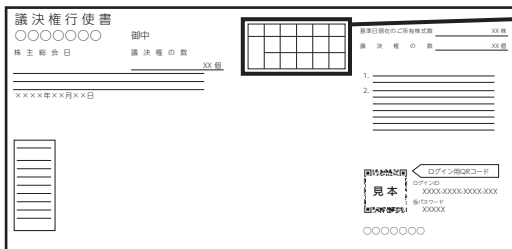


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2022年6月28日（火曜日） 午前10時（受付開始：午前9時30分）</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月27日（月曜日） 午後5時15分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月27日（月曜日） 午後5時15分入力完了分まで</p>
--	---	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案（会社提案）

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3、4号議案（会社提案）

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第5、6号議案（株主提案）

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

当社取締役会は、株主提案に反対しております。

※議決権行使書用紙はイメージです。

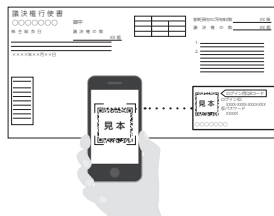
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

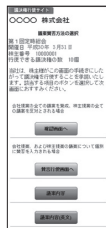
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

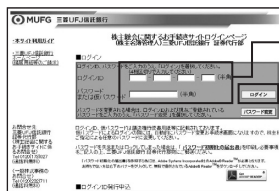
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

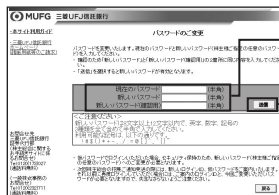
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け断続的に社会経済活動が制限されたことに加え、ロシアによるウクライナ侵攻の影響を受け、先行きが極めて不透明な状況が続きました。

原料とうもろこしのシカゴ相場は、期初559セント/ブッシェル台で始まり、中国向けの輸出拡大やブラジルの天候不順等から米国期末在庫の減少が見込まれ740セント/ブッシェル迄値を上げましたが、米国産とうもろこしの収穫面積と単収が市場予想を上回ったことや中国産とうもろこしの生産量が過去最大の見込みであること等から523セント/ブッシェル台迄値を下げました。しかしその後は堅調なエタノール需要や南米の乾燥懸念等から値を上げ、ロシアによるウクライナ侵攻からウクライナ産とうもろこしの輸出停止や本年度の生産の不透明感、米国産とうもろこしの需要増加見込み等から762セント/ブッシェル迄値を上げ、期末時点では748セント/ブッシェル台、通期平均では609セント/ブッシェル台となりました。

原油相場は期初61ドル/バレル台で始まり、OPECプラスの段階的な減産合意や新型コロナウイルスワクチンの接種が進み各国での経済活動正常化に伴う原油需要の回復や中国、欧州等でのエネルギー不足等から81ドル/バレル台迄上昇しましたが、オミクロン株の感染拡大による原油需要減退懸念等から71ドル/バレル迄下落しました。しかしその後はウクライナ侵攻からロシアへの経済制裁が強化され、世界的なエネルギー供給不足による混乱や、原油供給懸念の増大から123ドル/バレル台まで上昇し、期末時点では100ドル/バレル台、通期平均では77ドル/バレル台となりました。

米国から日本までの穀物海上運賃は、期初57ドル/トン台で始まり、コロナ禍からの経済回復が進む中国や北米を中心に資源需要が増加したことや船員のコロナ検査による滞船増加を背景に船舶需給が逼迫していること等から79ドル/トン台迄上昇しましたが、中国が国内の石炭生産を増加させ、海上貨物需要が減少したこと等から59ドル/トン台迄下落しました。しかしその後は地政学的リスクの高まりから上昇し、期末時点では72ドル/トン台、通期平均では68ドル/トン台となりました。

為替相場は、期初111円/ドル台で始まり、米国経済指標が上下に振れる方向性の無い展開や米国の経済政策が不明瞭なこと等から、小幅な値動きで推移していましたが、米国の金融緩和縮小開始や米国金利上昇等から円安が進み、期末時点では123円/ドル台、通期平均では113円/ドル台となりました。

販売面では、澱粉製品は各種パンフレット、チラシ、オフィスで使用されるコピー用紙等の紙需要が、前事業年度の大幅な需要減少の反動から増加しつつあることから、前年同期に比べ、販売数量は増加しました。

糖化製品は、緊急事態宣言が解除された10月以降、外食産業の営業再開により一時的に需要が回復したものの、オミクロン株の感染拡大により再び時短営業や休業の影響を受けたことに加え長期化するコロナ禍における消費低迷や、長雨等の天候不順による飲料の販売不振の影響も残り、前年同期に比べ販売数量は減少しました。なお、売上高については、原料とうもろこし及び原油相場高騰による製造費用上昇を背景とした製品価格の適正化を進めたことから、澱粉製品、糖化製品いずれも前年同期に比べて増収となりました。

この結果、当事業年度における当社の売上高は506億1千万円（前年同期は450億6千万円）、営業利益は15億円（前年同期は15億1千万円）、経常利益は18億5千万円（前年同期は16億7千万円）、当期純利益は13億7千万円（前年同期は12億2千万円）となりました。

次に、各部門の販売概況は以下のとおりであります。

（澱粉部門）

澱粉部門は、経済活動の制限により大きく需要が減少した前事業年度に比べ、経済活動の再開により緩やかに需要が回復したこともあり、製紙向け澱粉製品の販売数量が増加、さらに原料とうもろこしや燃料の高騰を背景とした製品価格の適正化を進めたことから、売上高は117億6千万円（前年同期は105億円）となりました。

（糖化品部門）

糖化品部門は、家庭用製品向けの需要は堅調であったものの、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置による外食産業の時短営業、営業休止が長期化したことに加え、長雨といった夏期の天候不順の影響も受け、販売数量は前年比減少となりました。一方で原料とうもろこしや燃料の高騰を背景とした製品価格の適正化を進めたことから、売上高は309億3千万円（前年同期は277億5千万円）となりました。

（ファインケミカル部門）

ファインケミカル部門は、新型コロナウイルス感染再拡大の影響による国内の医薬品用途向け需要の減退により、販売数量は前年比減少となりました。一方で原料とうもろこしや燃料の高騰を背景とした製品価格の適正化を進めたことから、売上高は18億6千万円（前年同期は18億6千万円）となりました。

（副産物部門）

副産物部門は、主製品の販売減少により副産物の発生量は減少しましたが、穀物価格上昇を受け販売価格も上昇したことにより、売上高は60億4千万円（前年同期は49億3千万円）となりました。

(2) 対処すべき課題

2019-21年度中期経営計画において、定量目標として、①2021年度連結ベース経常利益20億円、②配当性向35%、定性目標として、①コモディティ型ビジネスからプロダクツ型ビジネスへのシフト継続、②直販化を念頭に置いた自律的な経営の確立、③社員一人ひとりの能力開発によるマルチタスク化を掲げ、各施策に取り組んで参りました。2019年度には異性化糖、工業用澱粉の販売規模が大幅に落ち込み、2021年度には原燃料相場の大幅上昇による影響も受けましたが、販売規模の維持拡大、更なる生産効率化、直販化等の自律的な経営推進により、2021年度連結ベースで経常利益21億6千万円を達成いたしました。

国内外において新型コロナウイルス感染防止対策やワクチン接種の拡大等が講じられる中、一定の需要回復を期待しながらも、ウィズコロナを前提に、堅実な事業運営の推進に努めて参ります。一方、ロシアのウクライナへの軍事侵攻による国際的緊張の高まりを背景に世界情勢も不安定になっており、原燃料価格の高騰や為替相場の円安傾向等により、製造・物流コストが大幅に上昇していることから、弛まぬコスト削減努力の継続とともに、適正価格への更なる売価見直しも対処が必要な課題として捉えております。

中長期的に更なる高齢化や人口減少が進むなど、先行きが不透明な事業環境下において、着実な事業運営・推進の指針として、サステナビリティ経営を根幹とし2030年の当社のあるべき姿を示した長期経営ビジョン「NSK2030」を発表いたしました。また、新たな3か年の中期経営計画「中経2024」も併せて策定し、これを「NSK2030」のフェーズ1として位置づけ、その実現に向けて邁進して参ります。

次期見通しといたしましては、売上高585億円、営業利益10億円、経常利益12億円、当期純利益9億円を見込んでおります。

【長期経営ビジョンNSK2030】

当社事業をソリューション事業・プライマリー事業と再定義し、この2分野を両輪に、長期的な企業価値の創出を目指します。

◆新たな領域・未来を切り拓く「ソリューション事業」

生活・社会・環境の観点より今後ニーズが高まる領域を特定し、経営資源を集中。当社の強みを活かした価値を提供し、海外市場も視野に入れた事業展開を推進します。

◆食・生活の根底を支える「プライマリー事業」

生活必需品の素材を提供する企業として、社会からの信頼に応える供給体制を構築していきます。

◆サステナビリティ経営の推進

事業の根幹と捉え、事業の発展と持続可能な社会への貢献を目指します。人材育成の強化、環境への取組みを推進します。

【中経2024】

NSK2030の実現に向けたフェーズ1

◆基本方針

- ・ソリューション提供機能の強化
規模的成長を実現する仕組み構築
新たな主力製品の創出
新市場の開拓
- ・プライマリー事業の収益安定化
相場に左右されない安定した基盤づくり
コスト競争力の強化
環境負荷低減への取組み
- ・経営基盤の整備
事業の発展につながる土壌づくり
DX推進

◆全体指標

- ・相場に左右されにくい収益構造を目指し、経常利益（連結ベース）17±4億円を目標とする。

(3) 設備投資等及び資金調達の状況

当事業年度の設備投資額は総額26億3千万円で、主に既設生産設備の更新並びに製品の品質向上に対するものであります。

当期末借入金総額は74億8千万円で、原燃料等の製造コスト増加に伴う運転資金の増加等により、前期末に比し25億8千万円の増加となっております。当期は、増資又は社債の発行等による資金の調達は行っておりません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第98期 (2019年3月期)	第99期 (2020年3月期)	第100期 (2021年3月期)	第101期(当期) (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)	46,959	45,265	45,060	50,610
経 常 利 益 (百万円)	397	284	1,673	1,859
当 期 純 利 益 (百万円)	283	238	1,229	1,370
1株当たり当期純利益 (円)	57.72	48.52	250.03	278.55
1株当たり純資産額 (円)	3,778.56	3,802.37	4,051.47	4,281.15
総 資 産 (百万円)	34,321	34,532	36,223	39,692

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数については自己株式を控除しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 第98期は製紙向け澱粉製品の出荷が低調に推移したこと、企業間競争激化により糖化品の販売数量も減少したこと等から、売上高は2.6%の減収となり、また原油価格の上昇の影響等から経常利益は64.6%の減益となりました。
4. 第99期は製紙需要が減少したことによる澱粉製品の出荷が低調に推移したことにより、売上高は3.6%の減収となり、企業間競争激化により製品及び副産物ともに販売数量が減少したこと等から、経常利益は28.5%の減益となりました。
5. 第100期は新型コロナウイルス感染拡大による社会経済活動停滞に起因した需要減少がありましたが、売上高は0.5%と微減に留まる一方で、燃料等の製造コストや販売費及びコロナ禍に伴う一般管理費の減少が計画を大幅に上回ったことから、経常利益は488.4%の増益となりました。
6. 第101期の状況については、前記「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な親会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は三菱商事株式会社で、同社は当社の株式を2,942千株（議決権比率59.90%）所有しております。また、三菱商事株式会社は当社製品の販売代理店であり、主要原料の仕入れ先でもあります。

② 親会社等との取引に関する事項

当社は親会社である三菱商事株式会社から原料とうもろこし等を購入しているほか、当社製品の販売代理店契約を締結しておりますが、取引条件等につきましては、一般的な取引と同様、市場価格等を参考に協議、交渉の上合理的に決定しており、特別な取引条件はありません。

なお、当社取締役会は、親会社との取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

③ 親会社との間の重要な財務及び事業の方針に関する契約等に関する事項

親会社と当社との間には、事業活動を行う上での承認事項等、当社の重要な財務及び事業の方針に関する特段の制約はありません。

当社では独自の研究開発、市場開拓、販売活動に取り組むなど、自主独立した経営基本方針を保持しており、独立性は確保されております。

(6) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

とうもろこし等の加工製品及びその二次加工製品の製造販売を主な事業としております。

事業部門別の主たる製造品目は次のとおりです。

事業部門	主要製品
澱粉部門	コーンスターチ、ワキシースターチ、加工澱粉ほか
糖化品部門	ぶどう糖（結晶・液状）、コーンシラップ、水飴、異性化糖、難消化性グルカン（水溶性食物繊維）ほか
ファインケミカル部門	シクロデキストリン、輸液用糖質（結晶マルトース、局方ブドウ糖）ほか
副産物部門	コーンオイル、グルーテンフィード、グルーテンミールほか

(7) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

- 本社 東京本社（東京都千代田区）、富士本社（静岡県富士市）
 営業所 名古屋営業所（愛知県名古屋市）、大阪営業所（大阪府大阪市）、
 福岡営業所（福岡県福岡市）
 研究所 研究所（静岡県富士市）
 工場 富士工場（静岡県富士市）、水島工場（岡山県倉敷市）
 （注） 登記上の本店所在地は東京本社となります。

(8) 主要な借入先（2022年3月31日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	400
農林中央金庫	300

(9) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
429名	5名減	41歳9ヶ月	18年4ヶ月

（注） 従業員数は、就業人員数を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 25,600千株
 (2) 発行済株式の総数 6,400千株
 (3) 当期末株主数 1,849名（前期末比209名増）
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三菱商事株式会社	2,942,600 株	59.82 %
NCSN-SHOKORO LIMITED	232,800	4.73
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	226,478	4.60
NOMURA CUSTODY NOMINEES LTD - TK1 LIMITED	206,800	4.20
三和澱粉工業株式会社	200,000	4.07
堀内運輸株式会社	102,000	2.07
堀内 篤	81,000	1.65
TK1 LTD	64,000	1.30
渡井 勲	35,500	0.72
日本食品化工従業員持株会	26,636	0.54

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 2. 当社は自己株式1,481,315株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
 3. タワー投資顧問株式会社は2021年4月21日付の大量保有報告書（変更報告書）を提出しており、2021年4月19日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであり、提出日時点の内容を記載しております。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
タワー投資顧問株式会社	東京都港区芝大門一丁目2番18号	730	11.41

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	荒川 健	社長
取締役	伊藤 和雄	常務執行役員 総務人事・経理・情報システム担当
取締役	鈴木 章久	執行役員 生産基盤整備担当
取締役	長崎 剛	執行役員 コモディティ事業・プロダクツ事業・経営企画・海外事業・AMSCO事業担当 Asia Modified Starch Co., Ltd. Director
取締役	羽多 英俊	三菱商事株式会社 食品化学本部食品素材部長
取締役 (監査等委員)	村松 隆志	日東富士製粉株式会社 監査等委員である取締役 (非常勤)
取締役 (監査等委員)	田辺 研一郎	中外合同法律事務所 弁護士
取締役 (監査等委員)	嶋津 吉裕	三菱商事株式会社 食品産業管理部長 三菱商事ライフサイエンスホールディングス株式会社 非常勤監査役 三菱商事ライフサイエンス株式会社 非常勤監査役 日東富士製粉株式会社 監査等委員である取締役 (非常勤) 三菱商事フィナンシャルサービス株式会社 非常勤取締役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 村松隆志及び田辺研一郎の両氏は、社外取締役であり、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2にいう独立役員であります。
2. 取締役 (監査等委員) 嶋津吉裕氏は、大手商社の管理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は監査等委員会の職務を補助する直属の監査等委員取締役補佐1名及び内部監査室 (4名) を置き、委員会の指揮命令に基づき監査業務のサポートを行うことで監査等委員会が十分に機能すると判断しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は、伝田豊 (生産担当)、伊藤剛 (業務・調達担当)、海野剛裕 (技術・品質保証担当)、日高隆徳 (営業担当)、高田正保 (研究担当) の5名であります。
5. 当社と羽多英俊、村松隆志、田辺研一郎、嶋津吉裕の各氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額以上の額としております。なお、当該責任限定の対象は、責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限定しております。

- 高野瀬励氏は2021年6月28日開催第100期定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任いたしました。
- 羽多英俊氏は、2022年3月31日をもって取締役を辞任いたしました。なお、辞任時の地位・担当・重要な兼職の状況は上記の「取締役の氏名等」に記載のとおりであります。

(2) 取締役の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	23	23	－	－	6
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	13 (13)	13 (13)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 （うち社外取締役）	37 (13)	37 (13)	－ (－)	－ (－)	9 (2)

- (注) 1. 上記表には、2021年6月28日開催の第100期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役0名）を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記表のほか、使用人兼務取締役（4名）の使用人分給与（賞与引当金の繰入額を含む）を86百万円支払っております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は2016年6月28日開催の第95期定時株主総会において年額230百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（うち、社外取締役0名）です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は2016年6月28日開催の第95期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役2名）です。

③取締役報酬などの内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く（以下「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針および役員処遇規程の改正を決議しております。取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の委員会である報酬審議委員会の審議を受けております。

また、当社の取締役報酬は経済、社会情勢、当社の経営環境等を勘案した報酬額を役員処遇規程に定めており、役員処遇規程の改廃は任意の委員会である報酬審議委員会の審議を基に取締役会決議をもって決定していることから、当社取締役会は取締役の個人別の報酬等の内容が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等に係る決定方針等は以下の通りです。

1. 基本方針

当社の取締役報酬は当社の経営を担う人材の確保、維持につながる報酬体系とし、個々の取締役報酬の決定に際しては求められる職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には取締役が執行役員および従業員の業務執行の監督を行う役割に鑑み、基本報酬が取締役の個人別報酬の全てを占め、業績連動報酬、非金銭報酬は支給しない。

2. 基本報酬

当社の取締役の基本報酬は役位、常勤・非常勤の別による月例の固定報酬とする。具体的な報酬額は経済、社会情勢、当社の経営環境等を勘案し役員処遇規程に定める。

3. 取締役の個人別の報酬等についての決定に関する事項

役員処遇規程の制定・改廃は、代表取締役を委員長とし、すべての独立社外取締役および代表取締役、社長ならびに取締役会が選定する取締役で構成される報酬審議委員会の審議を基に取締役会の決議をもって決定する。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

氏名	重要な兼職の状況
村松隆志	日東富士製粉株式会社 監査等委員である取締役（非常勤）
田辺研一郎	中外合同法律事務所 弁護士

- (注) 1. 日東富士製粉株式会社は当社製品の取引先であります。
2. 中外合同法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
村松隆志	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度中に開催の取締役会11回のうち11回に、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。主に経営者及び監査役としての豊富な知見を活かした助言・提言を行うとともに、独立した立場から活発に意見を述べて取締役会の決定に参画し、取締役会の監督機能の強化に貢献しています。また、監査等委員会の委員長として委員会の活動を主導し、研究開発委員会、執行役員会等に出席するほか、報酬審議委員会の委員として監査等委員以外の取締役の報酬決定過程に深く関与しております。
田辺研一郎	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度中に開催の取締役会11回のうち11回に、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。主に弁護士としての豊富な知見を活かした助言・提言を行うとともに、独立した立場から必要な意見を適宜述べて取締役会の決定に参画し、取締役会の監督機能の強化に貢献しています。また、監査等委員としてコンプライアンス委員会、リスク管理委員会、執行役員会等に出席するほか、報酬審議委員会の委員として監査等委員以外の取締役の報酬決定過程に深く関与しております。

- (注) 上記のほか、会社法第370条及び当社定款第26条に基づく電磁的記録による取締役会決議を1回行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	37百万円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計	37百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行い、会計監査人の報酬等の額が合理的なものであると判断し、会社法第399条の同意を行いました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの項目に該当すると認められる場合には、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。

また、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受けて、会計監査人の再任の適否を検討し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合、監査等委員会は、株主総会に提出される会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	24,556	流 動 負 債	14,073
現金及び預金	198	買掛金	1,653
売掛金	11,989	短期借入金	7,288
電子記録債権	1,154	未払金	3,664
商品及び製品	3,968	未払法人税等	215
仕掛品	2,690	賞与引当金	1,162
原材料及び貯蔵品	3,337	役員賞与引当金	28
その他	1,219	その他	60
貸倒引当金	△3	固 定 負 債	4,561
固 定 資 産	15,136	長期借入金	200
有形固定資産	12,491	退職給付引当金	4,132
建物	3,593	環境対策引当金	30
構築物	370	資産除去債務	118
機械及び装置	5,603	その他	79
車両運搬具	11	負 債 合 計	18,634
工具、器具及び備品	184	純 資 産 の 部	
土地	1,862	科 目	金 額
リース資産	171	株 主 資 本	20,705
建設仮勘定	695	資本金	1,600
無形固定資産	380	資本剰余金	327
借地権	45	資本準備金	327
ソフトウェア	293	その他資本剰余金	0
その他	41	利 益 剰 余 金	20,925
投資その他の資産	2,264	利益準備金	400
投資有価証券	288	その他利益剰余金	20,525
関係会社株式	371	建物圧縮積立金	136
繰延税金資産	1,481	構築物圧縮積立金	0
その他	127	機械装置圧縮積立金	0
貸倒引当金	△3	土地圧縮積立金	113
資 産 合 計	39,692	別途積立金	7,000
		繰越利益剰余金	13,275
		自 己 株 式	△2,147
		評価・換算差額等	352
		その他有価証券評価差額金	42
		繰延ヘッジ損益	309
		純 資 産 合 計	21,057
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	39,692

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	金 額	
売 上 高		50,610
売 上 原 価		41,965
売 上 総 利 益		8,644
販売費及び一般管理費		7,139
営 業 利 益		1,504
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	318	
為 替 差 益	85	
受 取 ロ イ ヤ リ テ ィ ー	80	
そ の 他	52	537
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	22	
固 定 資 産 除 却 損	145	
そ の 他	15	183
経 常 利 益		1,859
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		1,859
法人税、住民税及び事業税	514	
法人税等調整額	△25	488
当 期 純 利 益		1,370

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

日本食品化工株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森 田 健 司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 宮 澤 達 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本食品化工株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽

表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

日本食品化工株式会社 監査等委員会

監査等委員 村 松 隆 志 ㊟

監査等委員 田 辺 研 一 郎 ㊟

監査等委員 嶋 津 吉 裕 ㊟

(注) 監査等委員村松隆志及び田辺研一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第101期の期末配当につきましては、当社の配当方針が企業価値の継続的な向上と企業体質の更なる強化を目指しつつ、配当性向35%を目安としていることから、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金100円 総額491,868,500円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものです。
- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものです。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項に関する範囲を限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものです。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものです。
 - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものです。
- (2) 株主総会運営の円滑化を目的とし、株主総会議事録作成に関する事項を規定した現行定款第18条を変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 本社は、株主総会の招集に関し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名押印または電子署名の上、決議の日から10年間その原本を本店に、5年間その謄本を支店に備え置く。</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 本社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>(2) 本社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、議長および議事録作成者が記名押印または電子署名の上、決議の日から10年間その原本を本店に、5年間その謄本を支店に備え置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 <u>定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>(2) 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>(3) 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p><u>(2022年6月28日改正)</u></p>

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会参考
書類

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社定款の定めにより、本定時株主総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員の任期が満了いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	あら かわ たけし 荒川 健 (1963年 5月12日生)	1987年 4月 三菱商事株式会社入社 2005年 4月 同社紙・板紙製品ユニット洋紙総括マネージャー 2007年 2月 同社社長業務秘書 2010年 7月 同社生活産業グループCEOオフィス経営企画・地域戦略・連結経営基盤整備推進ユニットマネージャー 2012年 4月 同社生活資材ユニットマネージャー 2013年 4月 同社生活資材部長 2014年 4月 同社生活産業グループCEOオフィス（経営企画・地域戦略担当） 2015年 4月 PT.MC Living Essentials Indonesia 社長 2018年 4月 三菱商事株式会社 執行役員生活消費財本部長 2019年 4月 同社執行役員消費財本部長 2021年 4月 当社 社長 2021年 6月 当社 代表取締役社長（現在）	500株
【取締役候補者とした理由】 荒川健氏は、大手商社での豊富な経験と幅広い知識及び海外会社の経営者としての経験を有していることから、経営全般に関するグローバルな視野と高度な知見による取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を期待し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	<p style="text-align: center;">い と う か ず お 伊 藤 和 雄 (1961年 1 月 7 日生)</p>	<p>1983年 4 月 三菱商事株式会社入社 2003年 5 月 同社化学品グループコントロール オフィス 2006年 3 月 同社化学品グループコントローラ ー 2008年 4 月 欧州三菱商事会社出向兼欧阿中東 CIS統括付 2011年 4 月 三菱商事株式会社コーポレート担 当役員補佐 2013年 4 月 三菱商事 フィナンシャルサービス 株式会社 代表取締役社長 2015年 4 月 三菱商事株式会社生活産業グルー プ管理部長 2015年 6 月 当社監査役 2016年 4 月 三菱商事株式会社理事 生活産業 グループ管理部長 2016年 6 月 当社監査等委員である取締役 2017年 6 月 当社取締役 常務執行役員 総 務・経理・情報システム担当役員 2020年 4 月 当社取締役 常務執行役員 総務 人事・経理・情報システム担当役 員 (現在)</p>	300株
<p>【取締役候補者とした理由】 伊藤和雄氏は、大手商社での豊富な経験と幅広い知識に加え、当社の経営全般並びに財務及び会計に関する幅広い知見を有しており、これらの豊富な経験と知見による取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を期待し、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

招集
通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
※3	い とう つよし 伊 藤 剛 (1964年11月25日生)	1989年 4 月 当社入社 2012年 6 月 当社業務部長 2014年 7 月 当社経営企画室長 2016年 4 月 当社総務部長 2018年 2 月 当社総務部 2018年 4 月 当社執行役員 Asia Modified Starch Co., Ltd. 社長 2021年 4 月 当社執行役員 業務・調達担当役 員 (現在)	900株
【取締役候補者とした理由】 伊藤剛氏は、当社生産技術・業務部門における長年の経験と幅広い知識に加え、当社の経営全般及び技術に関する幅広い知見を有しており、これらの経験と知見による取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を期待し、取締役候補者としました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
※4	<p style="text-align: center;">たんのかく 丹野格 (1969年12月14日生)</p>	<p>1993年4月 三菱商事株式会社入社 1999年6月 同社関西支社食料部 2004年2月 同社食糧本部澱粉・ビールユニット 2005年4月 Asia Modified Starch Co.,Ltd. 出向 2009年5月 三菱商事株式会社農水産本部糖質 ユニット 2014年4月 Asia Modified Starch Co., Ltd. 社長 2018年4月 三菱商事株式会社生活消費財本部 戦略企画室 2018年11月 同社生活消費財本部グローバル消 費財部部長 2019年4月 同社消費財本部グローバル消費財 部部長 2021年4月 同社グローバル食品本部グローバ ル消費財部部長 2022年4月 当社執行役員 経営企画・海外事 業担当役員（現在）</p> <p>(重要な兼職の状況) Asia Modified Starch Co., Ltd. Director</p>	0株
<p>【取締役候補者とした理由】 丹野格氏は、大手商社で当社グループの取引に従事し、豊富な経験と幅広い知識を有し ており、当社経営の透明性や客観性の向上、並びにコーポレート・ガバナンスの強化、 充実のために必要な指摘や助言を期待し、取締役候補者となりました。</p>			

招集
通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
※5	まつ お やす あき 松 尾 康 顕 (1973年11月20日生)	1998年 4 月 三菱商事株式会社入社 2000年 4 月 同社事業開発部 2003年 2 月 同社バイオビジネスユニット 2007年 6 月 米国三菱商事会社出向 2010年11月 三菱商事株式会社バイオ・ファインケミカル部 2014年 5 月 同社化学品グループCEOオフィス経営統括ユニット兼人材開発チームリーダー 2017年 4 月 同社化学品グループCEOオフィス経営統括ユニット経営企画チームリーダー 2019年 4 月 同社食品化学本部戦略企画室長 2021年 4 月 同社食品産業グループCEOオフィス事業構想・デジタル戦略担当 2022年 4 月 同社食品素材部長（現在） (重要な兼職の状況) Asia Modified Starch Co., Ltd. Director 松谷化学工業株式会社 取締役（非常勤） 三菱商事ライフサイエンス株式会社 取締役（非常勤）	0株
<p>【取締役候補者とした理由】 松尾康顕氏は、大手商社での豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社経営の透明性や客観性の向上、並びにコーポレート・ガバナンスの強化、充実のために必要な指摘や助言を期待し、取締役候補者となりました。</p>			

- (注) 1. ※印は新任取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 荒川健、伊藤和雄、丹野格及び松尾康顕の各氏は、現在及び過去10年間に於いて当社の親会社である三菱商事株式会社の業務執行者であり、その地位及び担当は、上記の「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
 4. 松谷化学工業株式会社および三菱商事ライフサイエンス株式会社は当社製品の取引先であります。
 5. Asia Modified Starch Co., Ltd.は当社の関連会社であります。
 6. 当社は松尾康顕氏が選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額以上の額とし、当該責任限定の対象は、責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限定いたします。

7. 監査等委員会の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任及び報酬等についての意見の概要は以下のとおりであります。
- 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選定は適切な手続きで実施され、選定された各候補者の職務執行状況及び経歴等を評価した結果、取締役として適任であると判断しております。また、監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について検討した結果、報酬体系や各取締役の報酬等はそれぞれの職責と業績に相応しい水準であると判断しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社定款の定めにより、本定時株主総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役全員の任期が満了いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	た なべ けんいちろう 田 辺 研 一 郎 (1965年6月5日生)	1995年 4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 中外合同法律事務所入所 (現在) 2003年 7月 当社顧問弁護士 2016年 6月 当社監査等委員である取締役 (現在)	900株
	<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 田辺研一郎氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に関する相当程度の知見を有しているため、引き続き弁護士としての専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言頂くことを期待したためであります。また社外の有識者を招聘することにより、監査体制の中立性及び独立性を高め、体制の強化、充実に資するため、監査等委員である社外取締役候補者として選任いたしました。 なお、同氏が再任された場合は、報酬審議委員会の委員として当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与頂く予定です。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
※2	さ とう こういちろう 佐藤 幸一郎 (1958年3月19日生)	1982年4月 三井石油化学工業株式会社（現三井化学株式会社）入社 2010年4月 三井化学株式会社機能樹脂事業本部エラストマー事業部長 2012年4月 同社理事機能樹脂事業本部エラストマー事業部長 2014年4月 同社執行役員機能樹脂事業本部エラストマー事業部長 2015年3月 同社執行役員米州総代表兼Mitsui Chemicals America, Inc. 社長 2017年4月 同社執行役員モビリティ事業本部副本部長 2018年4月 同社常務執行役員モビリティ事業本部長 2021年4月 同社参与	0株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 佐藤幸一郎氏は、化学品企業での豊富な経験及び海外会社の経営者としての経験を有していることから、当該知見を活かして特に企業経営と製造業に関する専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言頂くことを期待したためであります。また社外の有識者を招聘することにより、監査体制の中立性及び独立性を高め、体制の強化、充実を図るため、監査等委員である社外取締役候補者としました。 なお、同氏が選任された場合は、報酬審議委員会の委員として当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与頂く予定です。</p>			

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
※3	さき やま あつ こ 嵯山 淳子 (1959年9月19日生)	1983年 4月 明治製菓株式会社（現株式会社明治）入社 1985年11月 公益財団法人横浜YMCA 入職 1988年 5月 マスターフーズ株式会社（現マースジャパンリミテッド）入社 1993年 7月 カルターフードサイエンス株式会社（現 ダニスコジャパン株式会社）入社 1999年 1月 同社取締役 2002年 6月 ダニスコジャパン株式会社取締役 2006年 1月 オルガノダニスコフードテクノ株式会社（現オルガノフードテック株式会社）取締役副社長 2008年 7月 ジェネンコア協和株式会社（現ダニスコジャパン株式会社）代表取締役副社長 2010年 1月 同社代表取締役社長 2011年 5月 ダニスコジャパン株式会社ジェネンコア事業部長兼洗剤用酵素事業アジア統括マネージャー 2012年 6月 株式会社カーギルジャパン（現カーギルジャパン合同会社）テクスチャライジングソリューション部長 2019年 8月 合同会社サキコンサルティング代表社員（現在） 2020年 3月 株式会社アウトソーシング社外取締役（現在）	0株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 嵯山淳子氏は、食品業界に関する幅広い知識及び外資系企業での経営者として豊富な経験を有していることから、当該知見を活かして特に食品業界の販売戦略、経営企画に関する専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言頂くことを期待したためであります。また社外の有識者を招聘することにより、監査体制の中立性及び独立性を高め、体制の強化、充実を図るため、監査等委員である社外取締役候補者としました。なお、同氏が選任された場合は、報酬審議委員会の委員として当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与頂く予定です。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
※4	<p style="text-align: center;">なか にわ さとし 中庭 聡 (1969年5月20日生)</p>	<p>1993年4月 三菱商事株式会社入社 2005年4月 明治屋商事株式会社（現三菱食品株式会社）出向執行役員管理副本部長 2008年12月 米国三菱商事会社出向 2013年9月 三菱商事株式会社化学品グループ管理部 2017年2月 株式会社ローソン財務経理本部長 2017年3月 同社上級執行役員CFO 2017年5月 同社取締役上級執行役員CFO 2019年3月 同社取締役常務執行役員CFO 2022年5月 三菱商事株式会社食品産業管理部長（現在）</p>	0株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】 中庭聡氏は、大手商社の管理部門における長年の経験があり、また財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、監査等委員である取締役候補者としました。</p>			

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (注) 1. ※印は新任監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 田辺研一郎、佐藤幸一郎および寄山淳子の各氏は社外取締役候補者であります。
4. 中庭聡氏は、現在及び過去10年間において当社の親会社である三菱商事株式会社の業務執行者であり、その地位及び担当は、上記の「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
5. 田辺研一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって6年となります。
6. 当社は田辺研一郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額以上の額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 佐藤幸一郎、寄山淳子および中庭聡の各氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額以上の額とし、当該責任限定の対象は、責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限定いたします。
8. 当社は、田辺研一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
9. 佐藤幸一郎および寄山淳子の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。

【取締役のスキルマトリックス】

株主総会終了後の各取締役が有する知識・経験・能力を明らかにしたスキルマトリックスは、以下のとおりです。

女性取締役：1名（取締役に占める比率：11%）

氏名	当社における地位	企業経営	財務・ 会計	技術・ 研究・ 生産	事業戦略・ マーケティング	業界知識	法務	グローバル 経験	独立社外
荒川 健	代表取締役社長	○			○	○		○	
伊藤 和雄	取締役常務執行役員	○	○					○	
伊藤 剛	取締役執行役員	○		○		○		○	
丹野 格	取締役執行役員	○			○	○		○	
松尾 康顕	取締役				○	○		○	
田辺 研一郎	取締役(監査等委員)						○		○
佐藤 幸一郎	取締役(監査等委員)	○			○			○	○
嵯山 淳子	取締役(監査等委員)	○			○	○			○
中庭 聡	取締役(監査等委員)		○		○			○	

<株主提案（第5号議案から第6号議案まで）>

第5号議案から第6号議案までは、株主さま1名（以下「提案株主」といいます。）からのご提案によるものです。

以下、各議案の件名及び提案内容は、提案株主から提出された株主提案書の原文のまま、提案された順に掲載しております。なお、いずれの議案についても、提案の理由は、提出された株主提案書に記載がありませんでした。

第5号議案 剰余金の処分の件

1. 提案の内容

会社法第453条及び第454条の規定に基づき、第101期の期末剰余金の株主に对する配当として、会社提案の剰余金の処分に追加して、普通株式1株当たり金200円を配当する。

<第5号議案に対する取締役会の意見>

本株主提案に反対いたします。

当社は健全な存続と持続的成長を実現し、中長期的に企業価値の向上を図るためには、継続的な投資と財務健全性の確保が不可欠であると認識しております。

このため、当社の資本政策においては、必要なキャッシュフローを十分に確保したうえで、成長投資と株主還元をバランスよく実行し、安定的・継続的な配当の維持に努めることを、基本方針としており、2022年3月期を最終年度とする「中期経営計画（2019-2021）」においては、「配当性向35%」を目安として各施策に取り組んでまいりました。

これら方針に基づき、会社提案の「剰余金の処分の件」においても、2022年3月期の期末配当金を1株当たり100円（配当性向35.9%）とさせていただく予定です。

なお、2022年4月に公表いたしました「長期ビジョンNSK2030」においても、株主還元策について、「配当性向約35%」を目指すとの考え方を示しております。

一方で、2022年3月期における会社提案の剰余金の処分に追加して、普通株式1株当たり金200円を配当することを内容とする本株主提案については、足元では世界情勢がめまぐるしく変化し、事業環境の不安定さが急速に増しているなかで、財務健全性の確保や継続的な成長・更新投資の必要性が十分考慮されているとは評価できず、結果として、株主の皆様の利益を毀損する恐れがあるものと考えております。

本株主提案は、当社の株主還元の基本方針に合致せず、当社の中長期的な企業価値向上に寄与しないものと考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

第6号議案 自己株式の取得の件

1. 提案の内容

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から150日以内に、当社普通株式を株式総数1,980,000株、取得価額の総額5,000百万円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法第461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

<第6号議案に対する取締役会の意見>

本株主提案に反対いたします。

自己株式取得については、株主還元策の選択肢の一つと認識しておりますが、当社の資本政策においては、必要なキャッシュフローを十分に確保したうえで、成長投資と株主還元をバランスよく実行し、安定的・継続的な配当の維持に努めることを、基本方針としております。世界情勢がめまぐるしく変化し、事業環境のリスクが高まるなか、将来の持続的成長を確実にするためには、新規設備投資や積極的な研究開発投資は不可欠であり、そのためには十分な手元資金の確保が必要と考えております。

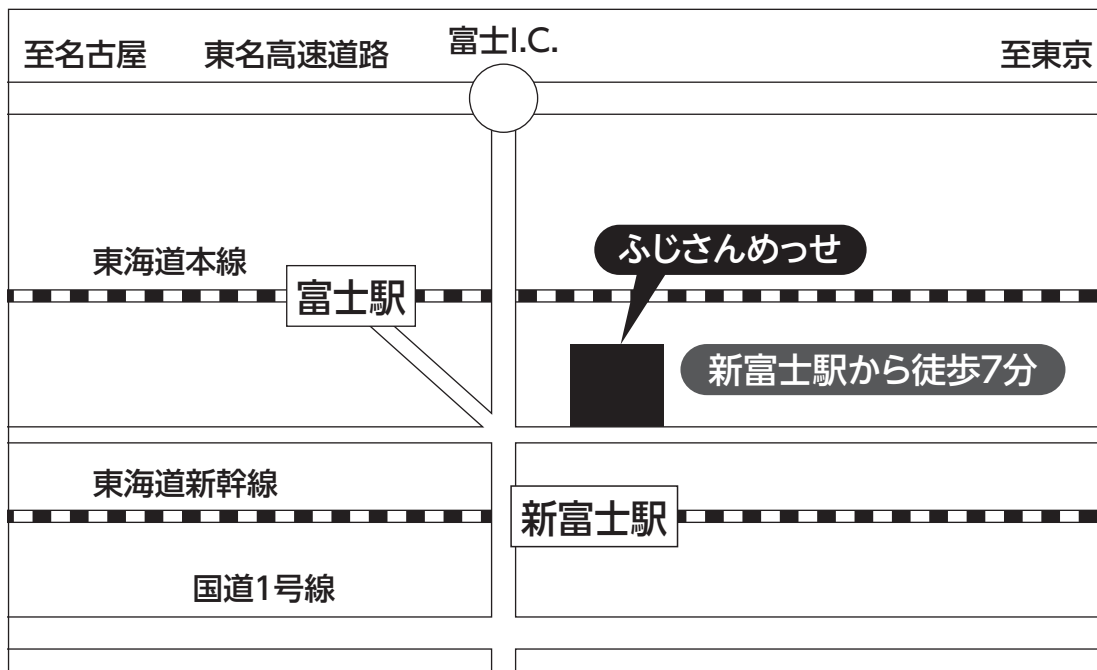
一方で、当社普通株式総数1,980,000株、取得価額総額5,000百万円の自己株式を取得することを内容とする本株主提案については、2022年3月期純利益1,370百万円を超える過大な水準にあります。このような提案が可決されれば成長投資の財源が損なわれ、当社の中長期的成長と企業価値向上が停滞するおそれがあるばかりか財務の安定性を損なうおそれもあり、結果として株主の皆様の利益を毀損するものと考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

以上

株主総会会場ご案内略図

会 場 静岡県富士市柳島189-8
富士市産業交流展示場 ふじさんめっせ 会議室
☎ (0545)-52-3781 (当社富士本社)
☎ (0545)-65-6000 (ふじさんめっせ)



交通●新幹線 新富士駅富士山口より徒歩7分
●東海道本線 JR富士駅よりタクシー6分

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。